

岩手県告示第449号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨東北地方整備局仙台河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和元年12月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 陸前高田市
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年10月8日から令和2年2月28日まで
- 3 実施する公共測量の種類 基準点測量及び車載写真レーザ測量による地形測量